

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 17 日現在

機関番号：32301

研究種目：基盤研究(B)

研究期間：2011～2013

課題番号：23402013

研究課題名(和文) ロシア連邦とカザフスタン共和国の国際商事仲裁制度の比較研究

研究課題名(英文) Comparative Studies of the international Commercial Arbitration Systems in the Russian Federation and the Republic of Kazakhstan

研究代表者

吉田 一康 (Yoshida, Ikko)

上武大学・商学部・准教授

研究者番号：50438743

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 4,200,000円、(間接経費) 1,260,000円

研究成果の概要(和文)：ロシアとカザフスタンの国際商事仲裁制度の比較研究から、比較法研究の究極の目的と言える統一方法に向けた提案を、とりあえずCIS(Commonwealth of Independent States)での統一国際商事仲裁法を想定して、「国際商事仲裁を補助する機関」、「国際商事仲裁の定義」、「当事者に紛争に適用される準拠法の合意がない場合の準拠法の決定方法」、など、いくつかの提案をすることができた。

研究成果の概要(英文)： On the basis of comparative studies of the international commercial arbitration systems in the Russian Federation and the Republic of Kazakhstan, the following suggestions for the creation of unified laws, the ultimate goal of comparative legal studies, can be made for the CIS: the designation of an organization to support the international commercial arbitration, the setting out of a definition of international commercial arbitration, the establishment of the way of deciding the governing law of the agreement where it has not been agreed, etc.

研究分野：社会科学A

科研費の分科・細目：新領域法学

キーワード：仲裁 国際商事仲裁 ICAC KIA 外国仲裁判断の執行 ロシアの仲裁法 カザフスタンの仲裁法 比較仲裁法

### 1. 研究開始当初の背景

ロシアの国際商事仲裁制度の研究については、ソ連時代は、ソ連内では、S. Lebedev 教授が第一人者であり、国外では、英国の W. Butler 教授が中心的な存在であったが、国際的には、もともと研究者が少なかった。

ソ連崩壊後は、ロシアの国際商事仲裁制度について複数の論文を国際的な仲裁専門誌に発表しているのは、ロシア連邦の Zykin 教授、英国の V.V. Veeder 弁護士及び当該研究者などに限られていた。

カザフスタンの国際商事仲裁の研究については、2004年に本格的な国際商事仲裁法が制定されたこともあり、国際的な仲裁専門誌に発表された論文は少なかった。

従って、ロシアとカザフスタンの国際商事仲裁制度の比較研究については、ソ連崩壊以後の本格的な比較研究は前例がないと思われる。また、特にカザフスタンの国際商事仲裁については、国際的な紹介や比較研究が必要であった。

### 2. 研究の目的

研究者のこれまでの国際商事仲裁制度の比較研究から得た比較方法に基づき、科研費応募の際の研究計画書にも記載した次の調査項目 ~ に着目して比較し、相違点を明らかにし、可能であれば、統一法の提言をすることを目的とした。

ロシア及びカザフスタン両国の国際取引関係者などに役立つことがあれば、究極の目的を達成したと言える。

「調査項目 ~ 」

法体制上の国際商事仲裁制度の位置付け（独立した紛争解決制度が否か等）

国際商事仲裁制度に関する歴史（仲裁法の変遷、加盟条約等）

仲裁契約の性質（実体法上、手続法上、またはその他の法律上の契約か）

仲裁に関する民事訴訟法等の整備（妨訴抗弁、管轄制度等）

国際商事仲裁に関する裁判所の協力（仲裁人の選任、証拠集め、裁判所の介入等）

国際私法（主たる契約、仲裁契約等の準拠法の決定方法、ウィーン売買条約の適用等）

仲裁判断の執行（民事執行法、国内・国際仲裁判断の執行の区別等）

国際商事仲裁に関する判例

常設の国際商事仲裁裁判所の体制と最近の仲裁例

投資受入国としての国際投資契約の紛争解決方法の傾向

### 3. 研究の方法

#### (1) 研究方法の概要

上記の「2. 研究の目的」に記載した調査項目 ~ に着目して比較研究を行った。

研究のための情報入手については、国際商

事仲裁に関係する法令や論文などは、日本で図書館やインターネット等を活用して入手に努めた。

ロシアやカザフスタンの立法過程の状況、裁判所の判例や仲裁判断例などの詳細な情報は、海外学術調査を行い、現地で情報収集を行った。

#### (2) 海外学術調査

海外学術調査は計7回行い、内容とその成果については以下の通りである。

2011年9月1日から12日までカザフスタンのアルマティ市、トルコのイスタンブールを訪問し、KIA (Kazakhstan International Arbitrage) の理事長で、カザフスタンの国際商事仲裁法の第一人者である M. K. Suleimenov 教授などと面談し、調査項目 ~ について質問を行った。

トルコのイスタンブールでは、スルタンアフメット・ジャーミイの Islamic Information Center の Tosun Ender 氏と面談し、イスラム教の基本事項と経済紛争の解決方法などについて説明して頂いた。

カザフスタンの国際商事仲裁制度については、日本ではほとんど紹介されていなかったことから、取引関係者の紛争解決の便宜を図ることを目的として、帰国後、今回の海外学術調査で入手した調査項目 ~ についての情報をまとめて、日本の仲裁専門誌に投稿した。

カザフスタンの国際商事仲裁に関する情報は、日本ではほとんどなかったことから、冒頭で掲載して頂いた（下記「5. 主な発表論文等」の〔雑誌論文〕）。

2012年2月16日から28日まで、英国のロンドン、エジンバラ及びグラスゴーを訪問し、大学図書館や仲裁裁判所で、ロシア及びカザフスタンの国際商事仲裁に関する情報、特に調査項目 ~ 、及び ~ に関する情報を中心に収集を行うとともに、両国の国際商事仲裁に詳しい関係者を訪問して情報を入手した。

また、上記「1. 研究開始当初の背景」で紹介したロシアの国際商事仲裁に詳しい英国の Veeder 弁護士と面談し、特に調査項目 ~ に関する情報を収集した。

エジンバラでは、ロシア法の専門家であるエジンバラ大学の E. Reid 教授と面談して、最近のロシア法の動向について伺った。グラスゴーでは、ロシア法の資料が充実していることで有名なグラスゴー大学の図書館で資料収集を行った。

2012年8月6日から21日まで、カザフスタンのアルマティ市及びアスタナ市を訪問し、情報収集を行った。

アルマティでは、前年にお世話になった KIA を訪問し、同年5月に日本で発表した「カザフスタンの国際商事仲裁について」

が掲載されたジャーナルを献本した。

KIA では、元カザフスタン最高裁判所判事で、現在はカザフスタン最大の弁護士事務所所属する Violetta M. Kim 女史と面談した。

アスタナでは、日本大使館やナザルバエフ大学、大統領文化センター図書館、日本人材センター(アスタナ)などで、情報収集を行った。

特にカザフスタン人文法科大学で、OGの仲裁に関する Ph.D.論文を見せて頂いた。彼女は、現在、法務省勤務ということで、国際交流担当者に連絡を取って頂き、面談することができた。

2012年9月9日から23日まで、ロシアのモスクワ市及びサンクト・ペテルブルグ市を訪問した。

サンクト・ペテルブルグ商工会議所で、商工会議所付属仲裁裁判所のナデジュダ秘書と面談した。

モスクワ商工会議所では、仲裁裁判所の Maria Zinovievna 理事長と面談し、憲法裁判所で ADR に関する指針的な判決が出されたとのことで、そのコピーと、解説書を受けた。

また、9月21日(金)は、Radison ホテル(旧ウクライナホテル)で、ABA(アメリカ弁護士協会)主催の CIS 諸国の紛争解決に関する国際会議に出席し、ロシア商工会議所付属の ICAC(International Commercial Arbitration Court) 理事長の Kostj 教授と名刺を交換し、日本のジャーナルでロシアの国際商事仲裁について紹介したい旨を告げると、協力を約束してくれた。また、以前に仲裁に関する論文を書いた際に、何度も引用した Kaj Hober 弁護士などに、初めて会うことができ、情報を交換した。

2013年2月18日から3月1日まで、ロシアのモスクワ及び英国のロンドンを訪問した。

昨年の会議で約束したことから、ICAC を訪問し、理事長の Kostj 教授から、調査項目 ~ について詳細な情報を聞き出すことができた。

Muranov, Chernyakov & Partners 弁護士事務所では、特に調査項目、及び ~ について話し合った。

ロンドンでは、大英図書館や UCL 図書館、IALS 図書館などで情報収集を行った。

これまでのロシアとカザフスタンの海外学術調査をまとめて、下記「5. 主な発表論文等」の〔学会発表〕記載の学会発表を行った。

2013年8月15日から29日まで、カザフスタン及びウズベキスタンを訪れ、大学図書館や仲裁裁判所で、ロシア及びカザフ

スタンの国際商事仲裁に関する情報の収集を行うとともに、両国の国際商事仲裁に詳しい関係者を訪問して情報を入手した。

また、ウズベキスタンから見たロシアやカザフスタンの国際商事仲裁制度の特色を探るとともに、当初の研究目的である中央アジアの国際商事仲裁制度の比較に向けて情報を収集した。

カザフスタンのアルマティでは、アルマティ市裁判所及び執行官機関を訪問したが、法律に基づいて執行業務を行っている以上の回答は得られなかった。

アスタナのカザフスタン人文法科大学で、昨年もお会いした法務省で法律案作成を担当している女史と面談し、6月に改正された国際商事仲裁法を含む仲裁関係の改正について説明して頂いた。

帰国後、これまでのロシアとカザフスタンの海外学術調査をまとめて、下記「5. 主な発表論文等」の〔雑誌論文〕として発表した。

2014年2月18日から26日まで、英国のロンドン及びオックスフォードを訪問し、大学図書館や仲裁裁判所で、特に調査項目 ~ に関連して、ロシアの常設国際商事仲裁裁判所である ICAC の前身機関が、誰によって設立されたか及び帝政時代とソ連時代のロシアでの国際商事仲裁の活用状況について情報の収集を行った。

これまでのロシアでの海外学術調査をまとめて、下記「5. 主な発表論文等」の〔雑誌論文〕として発表予定である。

#### 4. 研究成果

上記の「2. 研究の目的 (1)調査項目 ~ 」に記載した 10 項目についての研究成果を個別に説明する。

法体制上の国際商事仲裁制度の位置付け(独立した紛争解決制度か否か等)

ソ連時代は、ロシア及びカザフスタンでは、ソ連の(国営)企業と外国企業間の国際取引から発生する紛争は、全てモスクワの常設国際仲裁裁判所であった FTAC (Foreign Trade Arbitration Commission) やその後身の AC (Arbitration Court) で解決するようにソ連政府から指導されていたため、事実上、国家の司法機関の一部であったといえる。従って、ソ連の国際商事仲裁制度は、国家から独立した紛争解決機関とは言い難かった。

ソ連崩壊後は、ロシア及びカザフスタンで、国際商事仲裁裁判所は、国家の司法機関から独立した紛争解決機関となったが、ソ連時代の歴史的な事情により、今度は、両国で、国家の司法機関が、影響力の及ばなくなった仲裁に対して、仲裁可能な範囲を狭く解釈するなど、否定的な判断をする例が見られる(「5. 主な発表論文等」の〔雑誌論文〕、及び 参照)。

これは、国内外の仲裁関係者に直接関係する点であり、引き続き注目していきたい。

国際商事仲裁制度に関係する歴史（仲裁法の変遷、加盟条約等）

ロシア語で、仲裁裁判所を意味する「

(treteiskii su

d)」は、歴史が古く、14世紀の文献に既に見られる。

ロシアやカザフスタンには、「Aksakal」という地域のコミュニティーに長老的な人物がいて、昔から仲裁的な行動をしていた。ウズベキスタンにもやはり同様の人物がいて「マハラ(マハリヤ)」と呼ばれていた。

ソ連時代前のカザフスタンの部族の代表者やイスラム法のシャリーアにあたるによる紛争解決が、ソ連時代になり、正当な裁判でないことから仲裁とみなされ、当初は禁止令が出されたなど、貴重な情報を収集できた。

1917年のロシア革命時には、既存の司法機関が旧秩序に基づくものとして否定され、新たに人民裁判所が設立されたが、経験のない司法機能に不安があったため、それを補うために、1918年に仲裁法が制定された。体制の転換期に、司法機能を補う形で、とりあえず仲裁法を制定する試みは、この時から約70年後のソ連の崩壊のときにも、ロシア及びカザフスタンで見られることは興味深い。

1932年6月17日、ソ連中央執行委員会及び人民員会令により、全ソ連商業会議所内にFTACが設立された。当時のソ連の体制を考慮すれば当然であるが、ソ連中央執行委員会による国家主導で、常設仲裁裁判所が設立されたことになるが、誰が主導したかは学術的に未明となっている。FTAC設立当時の外国貿易人民委員長はA. P. Rozengoltsであったが、人民委員長として、1936年、英国訪問時に発表した「Soviet Foreign Trade: New Development」(A.P.Rozengolts (Trade Delegation of the U.S.S.R. in Great Britain 1936)には、FTACの記述はない。その後、1938年、スターリンによる粛清により処刑されたため資料が少ない。

また、FTACの設立に先立つ1930年12月13日には、全ソ連-Western商業会議所内に海事仲裁裁判所が設立されているが、1926年から1930年12月までは、A. I. Mikoyanが外国貿易人民委員長を務めており、その後もソ連の外国貿易を中心に働いていることから、常設の仲裁裁判所の設立に関して、Mikoyanの影響も無視できないことが分かった。この点については、引き続き情報収集を行いたい。

仲裁契約の性質（実体法上、手続法上、またはその他の法律上の契約か）

ロシアでは、かつて私が論文(“Separability of an Arbitration Agreement in R

ussia: Some Suggestions for Unified Classification.” (IkkoYoshida, Arbitration International Vol.19, No.1, London, 2003: pp.95-112.)で論じた仲裁契約の性質については、実務では問題となることもなく、明確な答えは出ていないということであった。

カザフスタンでは、実体法上の契約と考えると良いとの回答が多かった。

仲裁当事者と仲裁人間の契約の性質については、ロシアのICACでは、ICACは、ICC(商工会議所)の一部であり法人格はないため、VATは支払っていないのでサービス契約ではないとのことであった。また、WTO加盟交渉の際、仲裁がprofessional serviceとして認識されたことから、サービス契約とも解釈できるという意見もあった。

カザフスタンでは、ad hoc仲裁の場合は、民法上の契約と考えてよいが、常設の仲裁裁判所での仲裁の場合は、常設仲裁裁判所と仲裁人間の問題として考えるとよいとのことであった。

両国ともに、VATとの関係で、いずれ問題となる重要な事項と思われる。

仲裁に関係する民事訴訟法等の整備(妨訴抗弁、管轄制度等)

ロシアでは、1993年7月7日、国連国際商取引委員会(UNCITRAL)の国際商事仲裁モデル法を、ほぼそのまま導入する形で、国際商事仲裁法を制定した(1993年国際商事仲裁法)。従って、妨訴抗弁などの制度も採り入れられている(1993年国際商事仲裁法第8条)。それに対応する民事訴訟法の規定も存在する(148条(5)及び(6))。

仲裁に関する裁判管轄については、ロシアでは変遷があり、2002年以前は普通裁判所が管轄を有していたが、それ以降は商事裁判所が管轄を有している。

カザフスタンでは、国家の管理から独立した紛争解決を行う仲裁制度の導入については、当初より、検察組織及び法務省が否定的であったため、1999年7月13日に施行されたカザフスタンの民事訴訟法には、仲裁契約に基づく紛争の裁判所から仲裁裁判所への移転(第25条)など仲裁裁判所の規定は存在するものの、仲裁判断の執行についての規定が一切なかった。

しかし、2004年12月28日、「仲裁裁判所に関する法律」(以下、国内仲裁法)及び「国際商事仲裁に関する法律」(以下、国際商事仲裁法)が制定され、同時に「仲裁裁判所及び仲裁活動に関する問題についての改正の追加法」も施行され、民事訴訟法に、仲裁判断の執行に関する規定(18-1章第241-1~3)や仲裁判断について裁判所への申立てに関する規定(39-1章第331-1~2条)等が追加された。

仲裁に関する裁判管轄については、商事裁判所は、1995年12月20日制定の「裁判所法」

により、普通裁判所に改組されたため、現在も商事裁判所が存在するロシアと異なり、カザフスタンでは、管轄の変遷の問題はなくなっている。

国際商事仲裁に関係する裁判所の協力（仲裁人の選任、証拠集め、裁判所の介入等）

ロシアの1993年国際商事仲裁法の特徴の一つは、同法第6条1項で、当事者が選定した仲裁人が第三仲裁人を選定しなかったり、合意に達しない場合（第11条(3)）や、仲裁人の忌避の理由の有無についての決定（第13条(3)）などの権限を、ロシア商工会議所の会頭に付与していることである。

ロシアが導入したUNCITRAL国際商事仲裁モデル法第6条については、いずれの機関に、このような権限を付与するかは、導入国の任意としているが、基本的には裁判所に付与することを想定していた。しかし、ロシアでは、1930年代からFTACやACなどの国際商事仲裁裁判所を管理していたソ連商工会議所を実質的に承継したロシア商工会議所の会頭に特別な役割が与えられることになった。

これに対し、カザフスタンでは、商工会議所が、国際商事仲裁に関与してこなかったため、国際商事仲裁での特別な役割に固執することはなかった。

むしろ、国際商事仲裁法の制定まで、検察や法務省が仲裁制度の導入や普及に反対していたためと思われるが、通常であれば裁判所に協力を求める事項も、できるだけ裁判所の協力なしで済ませる規定がみられる。

国際私法（主たる契約、仲裁契約等の準拠法の決定方法、ウィーン売買条約の適用等）

ロシアの1993年国際商事仲裁法第28条2項によれば、当事者に準拠法の合意がない場合は、仲裁廷が、適当とみなす抵触法を適用して決定する。

ロシアの国際私法についての規定は、民法の最後部に規定されており、民法第1201条1項は、当事者に契約の準拠法の合意がない場合、「紛争に最も密接な関係がある国の法」を適用する。ロシアの民法第1201条3項1)によれば、売買契約では、売り主の住所地の法が適用される。

カザフスタンの2004年国際商事仲裁法第26条2項では、当事者に準拠法の合意がない場合は、仲裁廷が、カザフスタンの法令に従って決定する（同2項）と、規定する。

カザフスタンの国際私法についての規定は、民法第7編にまとめられている。同編の第1113条「当事者の合意がない場合に契約に適用される法」では、例として、売買契約の場合、売り主の住所地又は本社地の法が適用されると規定する。

厳密にいうと、カザフスタンの2004年国際商事仲裁法第26条2項のように、仲裁地の国際私法を適用する規定は、UNCITRAL国際

商事仲裁モデル法第28条2項の作成段階で考慮された規定とは異なる第3の方法であり、ロシアでは、立法段階で、その方法が取られなかったとされている。

ロシアが既に加盟しているウィーン売買条約については、カザフスタンでは、現在、加盟について、法律関係者で審議中とのことで、審議の決定を大統領府に伝えることになるとのことであった。

仲裁適格について、ロシアでは、不動産関係の紛争が仲裁で解決できるか否かが問題であったが、2011年、憲法裁判所は、仲裁による解決が可能と判断した。現在は、株式に関係する「企業紛争」が、仲裁できないとされた判決があり、問題となっている。

カザフスタンでは、不動産関係の紛争について、民事訴訟法上の規制により仲裁で解決できないが、企業紛争は可能とのことであった。

仲裁判断の執行（民事執行法、国内・国際仲裁判断の執行の区別等）

ロシアの執行機関は裁判所から独立していて、裁判所に事務所はなく、別個の事務所があり、各地方に一つ置かれている。

実際の執行は、執行手続法に基づき、執行官組織の執行官によって行われる。

裁判所の執行承認書や裁判命令などが、「執行書類」となり、日本の「債務名義」に相当する。債務者の銀行預金や資産を差し押さえることが多いが、銀行預金については、企業が複数の法人を設立して預金を移すなどして、簡単に支払いを免れることができるとも言われている。

カザフスタンでは、仲裁判断に執行文が付与され、執行人によって強制執行が行われる。

執行手続きとしては、判決取得後、執行申請を行うが、日本でいう債務名義を、自動的に公共執行官に送付してくれるが、私的執行官を使用する選択も可能である。

私的執行官は、世界的にも少ない制度であり、実務と現状について今後とも注目したい。

国際商事仲裁に関係する判例

ロシアで、仲裁に関して、最近、最も重要な判例は、2011年5月26日、憲法裁判所が、不動産登記は、当事者の権利変動が確定した後になされること、商事訴訟法第248条は、通常裁判所の管轄と区別するための規定であることから、不動産取引紛争は、仲裁による解決が可能と判断したものである。

一方、カザフスタンでは、AES Ust-Kamengorsk Hydropower Plant LLP v Ust-Kamengorsk Hydropower Plant JSC 事件において、カザフスタン最高裁判所は、独占価格など国益に関する紛争が含まれる仲裁契約は無効とした。

常設の国際商事仲裁裁判所の体制と最近の仲裁例

現在、ロシアの ICAC では年間 300 件近い仲裁が行われていて、ドイツ、CIS 諸国、イタリア、フランスの企業が関係することが多いとのことであった。

ロシア、ベラルーシ、カザフスタンの 3 国で共通の仲裁センターを設立する案などがあるとのことであった。

K I A は、国内での仲裁の普及活動に取り組みとともに、国際的な活動にも熱心で、2005 年には、北東アジア地域国際商事仲裁ハルビン会議に J C A A とともに出席している。

#### 投資受入国としての国際投資契約の紛争解決方法の傾向

通常、ロシア企業は、ロシアの裁判所での紛争解決を望むと言われ、手続費用や迅速性の点で、ロシアの商事裁判所での紛争解決にも利点がある。ロシアでは、仲裁裁判所が乱立しており、信用性の面で問題があるとの意見が多かった。

カザフスタンでも、自国の裁判所での紛争解決を望むと言われる。

また、2004 年 7 月 20 日、カザフスタンは「国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約」に加盟した。それに関して、カザフ・米国間の 2 国間投資協定の仲裁範囲が広く、米国企業に訴えられやすいのではないかという質問に対して、締結当時、投資協定と紛争解決規定がどのようなものなのかカザフスタンでは、誰も知らなかったので、已むを得ないとの回答があった。

以上の分析から、ロシアとカザフスタンの国際商事仲裁法の統一法の可能性を探ると、統一法の形態としては、国内仲裁法は各国独自の規定のまま残し、国際商事仲裁法を統一する、いわゆる万民法型統一私法を想定する。

統一方法に向けて、第一の提言として、国際商事仲裁を補助する機関については、「管轄裁判所又は管轄機関」として、ロシアの商工会議所の歴史的役割を配慮して、それを含む規定にしたい。

第二に、国際商事仲裁法が適用される「国際商事仲裁」の定義としては、当事者の一方もしくは両方が外国企業の場合、及び当事者の一方もしくは両方が外国資本を含む会社として政府機関等に登録・届出がある場合としたい。

第三に、当事者に紛争に適用される準拠法の合意がない場合、カザフスタンの 2004 年国際商事仲裁法第 26 条 2 項のように、仲裁地の国際私法に従って準拠法を決定する手続きを提案する。CIS での統一国際商事仲裁を想定する限り、これが、旧ソ連諸国で行われていた実務であり、ロシアとしても受け入れ易いはずである。

第四に、ロシア及びカザフスタンでは、ソ連時代の「国益」を追求した国際商事仲裁制度の弊害として、国家の司法機関の国際商事仲裁についての「理解不足」から生じる反仲

裁的な決定などが問題となっているが、この問題の解決には、研究者や両国の企業やその団体である商工会議所、常設の国際商事仲裁裁判所等が、国際商事仲裁の啓発的な活動を行うことが必要であり、現に行っている。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 3 件)

吉田一康、カザフスタンの国際商事仲裁について、J C A ジャーナル、2012 年 5 月号、pp.2-7.

吉田一康、ロシアとカザフスタンの国際商事仲裁制度の比較について、比較経営研究 第 38 号 (2014 年)、pp.76-95.

吉田一康、ロシアの国際商事仲裁について、J C A ジャーナル、2014 年 9 月号、予定

〔学会発表〕(計 1 件)

吉田一康、ロシアとカザフスタンの国際商事仲裁制度の比較について、2013 年 5 月 11 日、日本比較経営学会 第 38 回全国大会 (鹿児島国際大学)

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕

出願状況 (計 0 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況 (計 0 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

#### 6. 研究組織

(1) 研究代表者

吉田 一康 (YOSHIDA, Ikko)

上武大学・ビジネス情報学部・准教授

研究者番号：50438743